

居宅介護支援事業所いつき
居宅介護支援・居宅介護予防支援

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規定は、合同会社いつき（以下「事業者」という。）が開設する居宅介護支援事業所いつき（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業と指定居宅介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援及び居宅介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所いつき
- (2) 所在地 愛媛県伊予市下吾川 341 番地 74

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2) 介護支援専門員 1名（常勤兼務職員1名、管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、利用者宅または入院(所)先及び事業所内の相談室とする。
- (2) 使用する課題分析票の種類は、MDSアセスメント法とする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅とする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、1回以上/月とする。
- (5) モニタリングの結果記録は、1回/月とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自家用自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり10円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、伊予市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、松山市(ただし、島嶼部を除く。)、東温市とする。

(居宅介護支援及び居宅介護予防支援の標準担当件数)

第8条 指定居宅介護支援の提供にあたり、介護支援専門員が担当する標準取扱件数は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 介護支援専門員一人当たり44件を標準担当件数とする。(指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加える。)
- 3 介護支援専門員が複数所属する場合、常勤換算にて担当件数とする。

(記録の整備)

第9条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、事業所の施設及び備品について、衛生的な管理に努める。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、当該事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、

それをおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第12条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者が、業務の遂行上必要な限りにおいて行なう。

2 管理者の承諾を得ないで、個人情報の目的外利用、第三者提供・預託・通常の利用場所からの持ち出し、外部への個人情報の漏えい行為を禁止する。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置及び担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる。

4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告する。

5 提供した指定居宅介護支援に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第14条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号の掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 介護支援専門員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。担当者は管理者とする。
- 2 事業者は虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

- 第16条 事業者は、身体的拘束等の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(従業者の就業環境(ハラスメント防止)の確保について)

- 第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、職業上の地位等の優越的な関係を背景とした言動、妊娠・育児・介護にかかる休業等の利用に関する言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第19条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 愛媛県ケアマネージャー協会が開催する研修
 - ② 伊予市及び近隣地域連絡協議会が開催する研修
 - ③ 採用時研修(採用後3か月以内)
 - ④ 介護保険制度上必要な研修
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社いつきと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。